

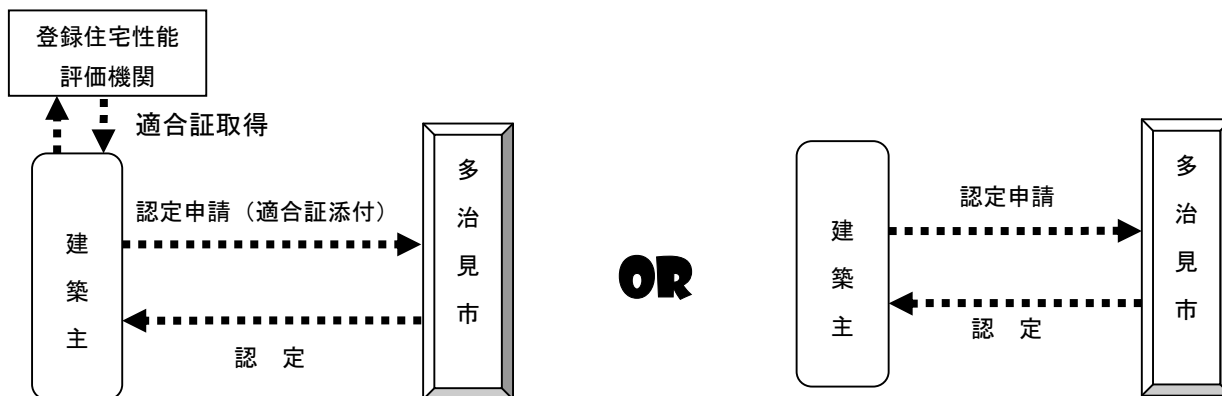
平成 27 年 4 月 1 日より

長期優良住宅の認定申請において、これまでの適合証に加えて、

設計住宅性能評価書の利用ができるようになります！

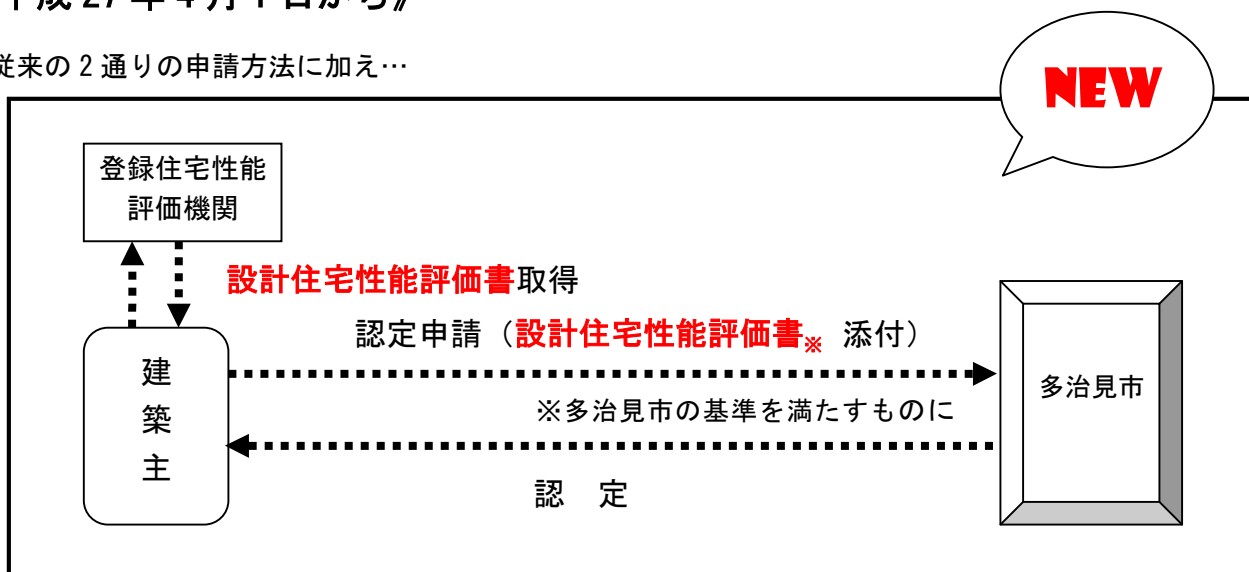
※設計住宅性能評価書は住宅性能表示制度の基準に基づき建物の性能を評価するものです。

《従来の申請方法》



《平成 27 年 4 月 1 日から》

従来の 2 通りの申請方法に加え…



・設計住宅性能評価書を添付する場合は、設計住宅性能評価書原本確認が必要になります。

設計住宅評価書利用の場合の手数料

一戸建ての場合

認定申請手数料 22,000円

変更申請手数料 11,000円

※適合証利用の場合及び直接申請の場合
の手数料は従来通りです

《問い合わせ先》

多治見市役所

都市計画部 開発指導課 建築指導グループ

【TEL】 0572-22-1111（内線 1394）